

I 概 況

- 1 庁 舎 の 規 模
- 2 組 織 機 構
- 3 財 政 の 状 況
- 4 付 属 機 関

1 庁 舎 の 規 模 (R 6 . 3 . 3 1 現 在)

設 置 場 所……………小樽市富岡1丁目5番12号

竣 工 年 月 日……………昭和47年5月10日

敷 地 面 積……………2,521.36 m²

庁 舎 構 造……………鉄筋コンクリート造3階建

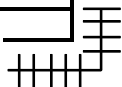
床 延 面 積……………1,995.4 m²

総 工 費……………1億1,400万円

設 備 費……………3,000万円

講 堂	栄養 相談室		こども家庭課		健康増進課		生活衛生課			
	書 庫	トイレ 男	女子更衣室	男子更衣室	こころの健康 相談室	小 会 議 室	会 議 室	所 長 室		
		トイレ 女								
	給 湯 室									

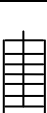
3階

保健総務課 保健管理グループ	相談室		準備室	面接室	多目的室1	多目的室2	診察室	歯科診察室
			ホ　ー　ル					
資　料　室	印刷室		トイレ 男	相談室	相談室	保健総務課 庶務医薬グループ 保健管理グループ	玄　関	
			トイレ 女					
			給湯室					

2階

通路

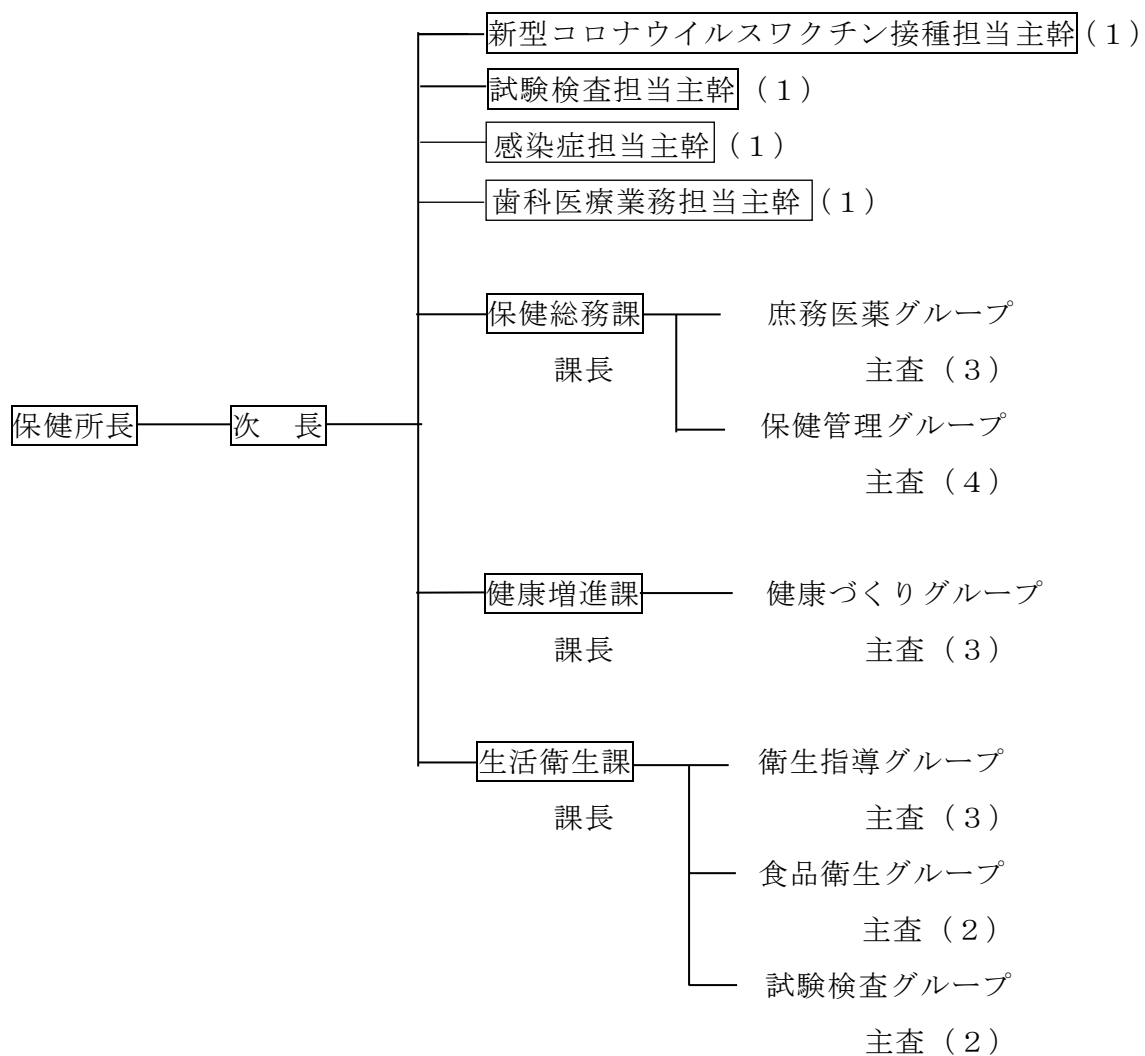
2階

生活衛生課 試験検査グループ		洗 浄 室	微生物検査室	食品細菌検査室 臨床検査室	ボイラー室		
		資 材 室					
理化学検査室		トイレ 男	遺伝子検査室	生活衛生課 試験検査グループ	書 庫	管 理 人 室	発 電 室
		トイレ 女					
		給 湯 室					

1階

2 組 織 機 構

(1) 機構・職員配置図 (R 6 . 3 . 3 1 現在)



(2) 事 務 分 掌

・保 健 総 務 課

庶務医薬グループ

- (1) 所の庶務及び所内各課との連絡調整についてのこと。
- (2) 所所管の業務に係る使用料及び手数料についてのこと。
- (3) 所所管の庁舎の管理についてのこと。
- (4) 所所管事業の企画、立案、調整、調査及び研究についてのこと。
- (5) 保健所運営協議会についてのこと。
- (6) 救急医療についてのこと。
- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）についてのこと。
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）についてのこと。
- (9) 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）についてのこと。
- (10) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）についてのこと。
- (11) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）についてのこと。
- (12) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）についてのこと。
- (13) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）についてのこと。
- (14) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）についてのこと。
- (15) 急性中毒患者についてのこと。
- (16) 献血の推進についてのこと。
- (17) 介護保険法（平成9年法律第123号）第100条の規定による介護老人保健施設の立入検査等についてのこと。
- (18) 所内他課に属しないこと。

保健管理グループ

- (1) 人口動態統計についてのこと。
- (2) 衛生統計についてのこと。
- (3) 特定疾患についてのこと。
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護についてのこと。
- (5) 母体保護についてのこと。
- (6) 医療社会事業についてのこと。
- (7) 精神保健福祉についてのこと（補助金等事務に関するものに限る。）。
- (8) 感染症対策についてのこと（補助金、統計、調査等事務に関するものに限る。）。
- (9) 予防接種についてのこと（受付、補助金等事務に関するものに限る。）。
- (10) 健康診査及び保健指導についてのこと（受付、補助金等事務に関するものに限る。）。
- (11) 健康づくりに関する情報の周知などについてのこと。

・健 康 増 進 課

健康づくりグループ

- (1) 地域保健施策の企画調整についてのこと。
- (2) 健康危機管理対策についてのこと。
- (3) 栄養改善についてのこと。
- (4) 歯科保健についてのこと。
- (5) 精神保健福祉についてのこと（保健総務課に属するものを除く。）。
- (6) 感染症対策についてのこと（保健総務課に属するものを除く。）。
- (7) 生活習慣病の予防についてのこと。
- (8) 健康教育及び健康相談についてのこと。
- (9) 健康診査及び保健指導についてのこと（保健総務課に属するものを除く。）。
- (10) 予防接種についてのこと（保健総務課に属するものを除く。）。
- (11) 訪問指導についてのこと。
- (12) 健康づくり事業及びその基本方針についてのこと。
- (13) 地域健康づくり活動の育成及び支援についてのこと。

- (14) 学校保健、産業保健等との連携についてのこと。
- (15) 所の事務に関する分野における学生等の実習指導についてのこと。
- (16) その他健康増進対策についてのこと。

・生活衛生課

衛生指導グループ

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）についてのこと。
- (2) 簡易専用水道及び専用水道についてのこと。
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）についてのこと。
- (4) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）についてのこと。
- (5) 興行場法（昭和23年法律第137号）についてのこと。
- (6) 理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）についてのこと。
- (7) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）についてのこと。
- (8) 温泉法（昭和23年法律第125号）についてのこと。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）についてのこと。
- (10) 海水浴場の水質等の調査についてのこと。
- (11) 北海道胞衣及び産わい物処理条例（昭和24年北海道条例第60号）についてのこと。
- (12) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）についてのこと。
- (13) 小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例（平成4年小樽市条例第11号）についてのこと。
- (14) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）についてのこと。
- (15) ねずみ、昆虫等の駆除相談についてのこと。
- (16) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）についてのこと。
- (17) と畜場法（昭和28年法律第114号）についてのこと。
- (18) 動物の愛護についてのこと。
- (19) BSE（牛海綿状脳症）対策特別措置法（平成14年法律第70号）についてのこと。
- (20) その他動物衛生についてのこと（他の所管事務に係るものを除く。）。

食品衛生グループ

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）についてのこと。
- (2) 食品表示法（平成25年法律第70号）についてのこと（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限る。）。
- (3) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）についてのこと。
- (4) 調理師法（昭和33年法律第147号）及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）についてのこと。
- (5) 食品衛生優良店舗等審査会についてのこと。
- (6) 特別用途食品についてのこと。
- (7) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）についてのこと（輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係るものに限る。）。

試験検査グループ

- (1) 臨床的検査についてのこと。
- (2) 微生物学的検査についてのこと。
- (3) 環境衛生に係る試験及び検査についてのこと。
- (4) 食品衛生に係る試験及び検査についてのこと。
- (5) 環境対策に係る試験及び検査についてのこと。

(3) 事業内容

事業内容（※予約又は通知）			
週の行事（所内）		午 前	午 後
	月		※こころの健康相談 ※乳幼児歯科健診、小児歯科相談、フッ化物塗布
	火		
	水		※こころの健康相談 ※乳幼児歯科健診、小児歯科相談、フッ化物塗布
	木		※女性の健康相談
	金		※こころの健康相談 ※乳幼児歯科健診、小児歯科相談、フッ化物塗布
月別主要行事	4 月	食生活改善協議会総会、飲食店監視（観光施設・修学旅行施設・大型店）	
	5 月	被爆者二世健診、街頭結核・肺がん検診、調理師試験受験願書受付、離乳食講習会、学校給食施設監視、広域流通食品の製造施設への立入検査、禁煙啓発、国民生活基礎調査、海水浴場採水検査、犬定期予防注射	
	6 月	歯と口の健康週間、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査、精神保健法生計調査、街頭結核・肺がん検診、ウォーキングサポーター養成講座、熱中症予防啓発、保育施設歯科健診、蜂駆除相談、夏期食品一斉取締、海水浴場施設監視、うに加工施設監視指導、残留農薬検査、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証更新申請受付、魚競市場監視	
	7 月	薬物乱用防止街頭啓発、愛の血液助け合い運動、街頭結核・肺がん検診、子宮頸がん自己検査事業、夏期食品一斉取締、蜂駆除相談、クリーニング師試験受験願書受付、保育施設歯科健診、離乳食講習会、海水浴場施設監視、残留農薬検査、社会保障・人口問題基本調査、特定医療費（指定難病）受給者証等更新申請受付、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証更新申請受付、キッズクッキング	
	8 月	小樽市献血推進協議会総会、街頭結核・肺がん検診、胃内視鏡検診運営委員会、保育施設歯科健診、夏期食品一斉取締、食品衛生月間行事、製菓衛生師試験受験願書受付、蜂駆除相談、室内プール監視指導及び採水検査、残留農薬検査、特定医療費（指定難病）受給者証等更新申請受付、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証更新申請受付、クリーニング師試験受験願書受付、保健所運営協議会、キッズクッキング	
	9 月	救急啓発活動、結核予防週間、食品営業施設許可更新検査、保育施設歯科健診、離乳食講習会、自殺予防週間、蜂駆除相談、街頭結核・肺がん検診、残留農薬検査、ペット慰霊の日、特定医療費（指定難病）受給者証等更新申請受付、ペットの譲渡会、小樽市食生活展	
	10 月	有床診療所立入検査、医薬品等一斉監視指導、胃内視鏡検診研修会、公衆浴場監視指導及び採水検査、室内プール監視指導及び採水検査、ペットの適正飼養啓発パネル展、畜水産食品残留有害物質検査、働き盛りの歯周病健診、特定給食施設等栄養担当者研修会	
	11 月	有床診療所立入検査、医薬品等一斉監視指導、保育施設歯みがき指導、被爆者定期健診、8020推進週間、年末食品一斉取締、スーパーマーケット等一斉監視、離乳食講習会、小樽市自殺対策推進会議、大量調理施設立入、犬のしつけ教室、公衆浴場監視指導及び採水検査、飲用井戸等採水検査、働き盛りの歯周病健診、国民健康・栄養調査、ヘルシークッキング	
	12 月	ウォーキングサポーターフォローアップ研修、小樽市健康増進・自殺対策計画協議会、年末食品一斉取締、スーパーマーケット等一斉監視、世界エイズデー、保育施設歯みがき指導、魚競市場監視、働き盛りの歯周病健診、結核医療技術者講習会、ヘルシークッキング、キッズクッキング	

	1 月	在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成継続申請受付、病院立入検査、給食施設監視（社会福祉施設等）、保育施設児歯みがき指導、離乳食講習会、広域流通食品の製造施設への立入り検査、胃内視鏡検診運営委員会、キッズクッキング
	2 月	在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成継続申請受付、病院立入検査、保育施設歯みがき指導、給食施設監視（社会福祉施設等）、小樽市健康増進・自殺対策計画庁内推進会議、小樽市健康増進・自殺対策計画協議会、ビル管法登録業者検査、貸おしぼりの製品検査
	3 月	病院立入検査、食品営業施設許可更新検査、離乳食講習会、胃内視鏡検診研修会、自殺対策強化月間、ビル管法登録業者検査、給食施設監視（社会福祉施設等）、ヘルシークッキング

＜年間を通じて行っている事業＞

保健総務課 医療機関立入検査、医薬品等監視指導、医療施設動態調査、病院報告、不妊手術及び人工妊娠中絶報告、精神障害者保健福祉手帳受付、医療費助成受付（自立支援医療（精神通院・育成）、難病・ウイルス性肝炎、未熟児養育医療等）、障害福祉サービス受付（精神）、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成受付、特定健診等、各種がん検診（胃、大腸、肺、乳、子宮）、結核検診、エキノкокクス症検査、各種予防接種、人口動態及び衛生統計

生活衛生課 環境衛生施設許可監視指導業務、温泉利用許可業務、専用水道・簡易専用水道・小規模貯水槽検査、特定建築物指導、飲用井戸等指導、衛生苦情処理、食品衛生許可申請受付業務、食品衛生許可施設監視指導業務、祭典屋台指導、食中毒予防対策、不良食品調査、食品衛生苦情処理、狂犬病予防対策、畜犬取締り及び野犬掃とう、収容犬飼い主さがし、ペットの適正飼養啓発、動物由来感染症媒介動物対策相談、ねずみ・昆虫等駆除相談、ペットの火葬受付、食品検査（食品添加物、残留農薬、食品放射性物質）、環境衛生検査（飲料用水、公衆浴場水、海水浴場水、プール水等）、環境対策検査（海水、河川水、排水等）、臨床的検査、食品検査・環境衛生検査・環境対策検査に係る細菌検査、衛生教育

健康増進課 各種検診、訪問指導、実習生指導、健康教育、小樽健康づくりウォーキング推進事業、がん検診精密検査管理、地域・職域連携事業、栄養相談・指導、食生活改善推進員養成・育成支援、特定給食施設等栄養管理指導、受動喫煙対策促進事業、ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業、歯科健診及びフッ化物塗布、歯科相談・指導、オーラルフレイル予防教室、こころの健康相談、感染症予防対策、感染症発生動向調査、特定感染症の相談、感染症の診査に関する協議会

(4) 小樽市災害対策

災害対策基本法に基づき小樽市災害対策本部が設置され、保健所は防疫班と医療班を担当する。

I 医療救護計画

1) 地域災害医療連絡会議の設置

災害発生時には、災害対策本部長の要請により、保健所及び医師会により構成される地域災害医療連絡会議（以下「地災連」という。）を小樽市立病院又は保健所内に設置する。地災連議長を保健所長、副議長を医師会長として、小樽市立病院を中心に医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係団体のほか、北海道及び外部支援機関と密接な連携を図り、医療救護活動を推進する。

①組 織

地災連の構成は保健所及び医師会を中心とするが、災害の流動的な状況に応じて、地災連の議長及び副議長の権限において柔軟に変更及び追加できるものとし、連絡組織図は別途小樽市災害医療マニュアルに定める。

②役 割

- ・ 災害発生直後から概ね1週間後を目途とした急性期
地災連及び小樽市立病院災害対策本部（以下、「市立病院災害対策本部」という。）は、北海道のほか、外部支援機関である災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害医療コーディネーターなどと連携し、情報収集・医療救護活動計画の策定を行う。
- ・ 急性期以降の復興回復期
地災連は、地域医療の復興に向け北海道及び災害医療コーディネーターと連携し、外部支援機関と協議を行い、調整を図るものとする。
- ・ 平常時
平常時から、保健所、医師会、小樽市立病院及び関係団体は、連携を強化するために災害医療体制に係る情報共有や意見交換を行うとともに、自ら被災することも想定して、災害対策マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成に努めるものとする。また、災害発生時の役割などを踏まえた実践的な教育及び研修を行なうほか、防災訓練の実施などを通して関係職員の災害への対応能力を高めるものとする。

2) 小樽市立病院（地域災害拠点病院）の役割

小樽市立病院は、地域災害拠点病院として災害時の医療・救護・支援の中心となるほか、市立病院災害対策本部を立ち上げ、DMAT と連携し、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）を活用した最大限の災害医療の供給に努めるものとする。

3) 地域災害拠点病院及び地区収容病院と患者収容

- ① 地域災害拠点病院である小樽市立病院は、災害医療を提供する上で、中心的な役割を担う。
- ② 地区収容病院として、以下の基幹病院と補完病院を指定するものとする。
 - ・基幹病院として、小樽掖済会病院、済生会小樽病院、北海道社会事業協会小樽病院、札幌病院を指定する。
 - ・補完病院として、野口病院、三ツ山病院、小樽中央病院、朝里中央病院を指定する。
 - ・その他の医療機関は、可能な限り災害応急医療にあたるものとする。
 - ・災害発生超急性期で、かつ、災害派遣医療チームの支援がない時期においては小樽市災害対策本部から患者収容の調整が地災連に要請されるため、地災連は基幹・補完病院のEMIS等による病院機能及び患者受け入れ状況を把握し、市立病院災害対策本部と調整後、患者搬送先を決定する。
 - ・患者収容調整は、小樽市立病院内の災害派遣医療チーム活動拠点本部を中心に引き継ぐものとする。

4) 救護所の設置

地災連は、市内医療機関の被災状況を勘案の上、必要に応じ北海道及びDMAT等の外部支援機関の援助の下に、救護所を設置する。なお、設置場所及び期間等は小樽市災害対策本部と協議の上決定する。

5) 避難所及び在宅の要配慮者対策

地災連は、EMISによる避難所情報等に基づき、障がい者、高齢者、人工透析患者、慢性疾患患者及び乳幼児等の要配慮者に対して、外部支援機関と協働し医師・保健師等による巡回相談と診療を実施する。

6) 関係団体への協力要請

地災連は、大災害発生時には多くのマンパワーと大量の薬剤や治療材料が必要となるため、予想される業務支援や各種材料等の確保について、小樽市災害対策本部を通して、次の関係団体に協力を要請し、緊急事態に対処する。特に備蓄の難しい各種医療器材や医薬品については、災害時における優先供給の確保に努めることとする。

7) 緊急輸送機関への協力要請

災害現場や救護所から各医療機関等への患者搬送については、消防本部及び医療機関のほか、DMAT等の救急車を基本とするが、大災害時には市域外病院への搬送も必要となるため、災害対策本部は、市立病院内DMAT活動拠点本部及び北海道DMAT調整本部の協力の下に、速やかに北海道、札幌市、自衛隊又は海上保安本部等のヘリコプターの出動、自衛隊・警察車両等を要請する。この際、小樽市立病院屋上ヘリポートを優先使用するが、状況に応じて臨時のヘリポートを消防本部と協議し設置する。災害対策基本法に基づき小樽市災害対策本部が設置され、保健所は防疫班と医療班を担当する。

Ⅱ 防疫計画

災害発生時に際し、防疫班を編成し、感染症法に基づく防疫活動を実施する。

- 1) 防疫班の編成
- 2) 使用器具
- 3) 防疫用車両
- 4) 防疫業務実施方法
 - ① り災家屋・避難所の消毒、防疫指導
 - ② ねずみ、昆虫等の駆除
- 5) 感染症予防の措置
- 6) 避難所の感染症対策備蓄品

3 財政の状況（令和5年度決算額）

（1）歳入

（単位：円）

科 目	予算現額	決算額	構成比
合 計	597,382,000	720,821,172	100.00%
養育医療費負担金	530,000	486,000	0.07%
夜間急病センター使用料	18,000	18,000	0.01%
保健所使用料	589,000	575,720	0.08%
保健所手数料	20,440,000	18,610,900	2.58%
国 庫 負 担 金	50,318,000	193,295,905	26.82%
感染症予防事業費等負担金	43,048,000	181,431,735	
結核医療費負担金	1,125,000	1,239,939	
未熟児養育医療費等負担金	4,985,000	6,586,171	
障害者医療費負担金	1,160,000	928,000	
新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	0	3,110,060	
国 庫 補 助 金	73,033,000	72,089,116	10.00%
結核医療費補助金	116,000	147,458	
疾病予防対策事業費等補助金	5,850,000	4,876,000	
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	67,067,000	67,065,658	
国 庫 委 託 金	955,000	518,727	0.07%
国民栄養調査費等委託金	955,000	518,727	
道 負 担 金	10,081,000	8,596,985	1.19%
予防接種事故救済費負担金	7,009,000	7,022,280	
未熟児養育医療費等負担金	2,492,000	1,183,205	
障害者医療費負担金	580,000	391,500	
道 補 助 金	319,669,000	312,640,656	43.37%
小児救急医療支援事業費補助金	6,230,000	6,231,000	
薬事監視等事務費交付金	709,000	747,656	
消費者行政強化事業補助金	473,000	473,000	
地域づくり総合交付金	500,000	500,000	
健康増進事業費補助金	1,108,000	726,000	
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	133,687,000	244,246,000	
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金	87,000	0	
地域自殺対策強化事業費補助金	0	61,000	
新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業費補助金	163,415,000	57,269,000	
新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営事業費補助金	13,460,000	2,387,000	
道 委 託 金	2,587,000	2,695,543	0.38%
保健所事務費委託金	2,226,000	2,226,443	
保健福祉統計事務経費交付金	361,000	469,100	

科 目	予算現額	決算額	構成比
財産運用収入	282,000	91,349	0.01%
貸地料	1,000	1,650	
貸家料	280,000	89,540	
利子及び配当金	1,000	159	
基金繰入金	30,735,000	27,296,100	3.79%
寄附金	6,000,000	6,000,000	0.83%
貸付金元利収入	30,000,000	30,000,000	4.16%
雑 入	42,245,000	38,006,171	5.27%
第二次救急医療負担金収入	12,563,000	12,563,000	
健康教育支援事業負担金収入	51,000	51,000	
国保特会負担金収入	20,682,000	17,176,631	
周産期医療負担金収入	4,998,000	4,998,000	
健康づくり推進地域支援事業交付金収入	182,000	149,298	
医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金収入	0	100,000	
雑入	3,769,000	2,968,242	
市 債	9,900,000	9,900,000	1.37%

(2)歳 出

(単位:円)

科 目	予算現額	支出済額	構成比
合 計	1,354,018,749	1,100,937,201	100.00%
財産管理費	308,000	307,890	0.03%
諸費	25,844,749	25,844,749	2.35%
救急急病対策費	234,893,000	234,723,280	21.32%
保健所総務費	163,927,600	153,734,153	13.96%
衛生試験費	13,447,000	12,635,252	1.15%
結核対策費	8,379,000	3,863,792	0.35%
予防費	777,731,400	555,099,194	50.42%
環境衛生費	15,745,000	15,316,908	1.39%
保健対策費	58,133,000	49,254,791	4.47%
保健事業費	55,610,000	50,157,192	4.56%

4 付 属 機 関

(1) 小樽市保健所運営協議会

「地域保健法」及び「小樽市保健所運営協議会条例」に基づき設置している。

委員の任期は2年。

(令和6年3月現在)

職 名	氏 名	役 職 名
委 員 長 委 員	鈴木 敏 夫	小樽市医師会会長
	渋谷 祐 史	小樽市歯科医師会会長
	高 島 クニ子	小樽市民生児童委員協議会副会長
	佐 藤 一 昭	小樽市内高等学校長会会長
	松 野 千代美	北海道看護協会小樽支部長
	高 橋 龍	小樽市議会厚生常任委員長
	中 畑 裕 子	小樽獣医師会会長
	佐 藤 公 俊	小樽市食品衛生協会会長
	上 野 誠 子	小樽食生活改善協議会会長
	大 本 晃 裕	小樽市医師会副会長
	佐 藤 伸 治	小樽警察署長
	齋 藤 直 幸	小樽市校長会代表
	森 貴 仁	小樽市社会福祉協議会事務局長
	戸 谷 典 子	小樽栄養士会副会長
	金 曾 恵 一	小樽労働基準監督署長
	西 野 博 之	小樽市総連合町会副会長
	三 橋 康 之	小樽検疫所長
	桂 正 俊	小樽薬剤師会会長
	木 村 朋 子	市民公募

(2) 小樽市食品衛生優良店舗等審査会

「小樽市食品衛生優良店舗等審査会条例」に基づき設置している。

委員の任期は2年。

(令和6年3月現在)

職 名	氏 名	役 職 名
委 員 長 委 員	佐 藤 公 俊	小樽市食品衛生協会会長
	逸 見 繁 男	小樽観光協会事務局長
	増 山 美 和 子	小樽消費者協会理事
	小 貫 留 美 子	小樽栄養士会会長
	古 川 準 三	小樽市食品衛生協会副会長

(3) 小樽市予防接種健康被害調査委員会

「小樽市予防接種健康被害調査委員会運営要綱」に基づき設置している。

委員の任期は2年。

(令和6年3月現在)

職 名	氏 名	役 職 名
委 員	平 川 賢 史	北海道公立法人札幌医科大学准教授
	小 田 川 泰 久	小樽市立病院小児科医療部長
	堤 裕 幸	社会福祉法人恩師財団済生会支部北海道済生会 小樽病院みどりの里施設長
	田 中 宏 之	小樽市保健所長

(4) 小樽市感染症の診査に関する協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「小樽市感染症の診査に関する協議会条例」に基づき設置している。

委員の任期は2年。

(令和6年3月現在)

職 名	氏 名	役 職 名
委 員 長 委 員	堀 田 浩 貴	北海道済生会小樽病院副院長
	板 谷 晴 隆	医療法人社団板谷内科胃腸科医院理事長
	松 島 久	医療法人社団松島内科理事長
	津 田 哲 哉	つだ小児科院長
	岩 本 尚 禧	小樽商科大学教授
	藤 井 秀 喜	小樽市総連合町会常任理事・事務局長

(5) 小樽市献血推進協議会

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」及び「北海道献血推進計画の実施」に基づき設置している。

委員の任期は2年。

(令和6年3月現在)

職 名	氏 名	役 職 名
会 長	迫 俊 哉	小樽市長
副 会 長	田 中 宏 之	小樽市保健所長
委 員	宮 本 憲 行	小樽市医師会理事
	渋谷 祐 史	小樽市歯科医師会総務理事
	桂 正 俊	小樽薬剤師会会長
	藤 井 秀 喜	小樽市総連合町会常任理事・事務局長
	山 崎 範 夫	小樽商工会議所専務理事
	岩 本 毅	連合北海道小樽地区連合会副会長
	迫 利 恵	小樽市赤十字奉仕団委員長
	笠 原 啓 仁	日本赤十字社小樽市地区幹事
	森 貴 仁	小樽市社会福祉協議会事務局長
	小 林 寛	小樽市民生児童委員協議会副会長
	駒 形 繁 幸	小樽うしおライオンズクラブ会長
	佐 藤 一 昭	小樽市内高等学校長会会長
	森 田 裕 規	小樽市教育委員会教育総務課長
	及 川 年 彦	小樽市校長会理事
	笠 原 寿 仁	小樽市父母と教師の会連合会事務局次長
	山 際 泰 裕	小樽青年会議所理事